

2、八幡市正法寺文書調査のなかから

田 中 淳一郎（技師）

1、正法寺の歴史と古文書の概要

八幡市八幡清水井73にある浄土宗 正法寺^{じょうとう宗 正法寺}は、鎌倉時代の初頭に開創されたと伝える寺院である。^(注1)

寺蔵の由緒書や志水家系図等によると、源頼朝の御家人である高田忠国が、石清水八幡宮幣礼使としてこの地に来住し、建久2（1191）年に正法寺を開き、次男円誓を正法寺開山としたという。のち高田氏は、清水に居住する縁で、「しみず」に改姓し石清水八幡宮をはばかり「志水」を名乗り、正法寺を菩提寺としたと伝える。

正法寺の勢力が伸張するのは、室町時代後期に聖誉と伝誉^{せいよ}とが相次いで住持となつたころである。聖誉は、正法寺第10世で、文明18（1486）年ころ住持となり、中興に努めた。後を継いだ第11世伝誉は、文龜3（1503）年から永禄2（1559）年まで住持を勤め、後奈良天皇の帰依をうけ、天文15（1546）年には勅願寺の綸旨を得た。

近世初頭になると、志水宗清の娘お亀（相応院）^{かめ そういん}が出る。彼女は、はじめ竹腰正時に嫁し子正信を儲けていたが、夫と死別後、徳川家康の側室となり、慶長5（1600）年に後の尾張徳川家祖となる義直を産んだ。慶長12年に義直が尾張に封ぜられると、相応院は、家老として付けられた竹腰正信とともに、名古屋に移った。このことによって、正法寺は、尾張藩の厚い庇護を受けるようになる。慶長末には、相応院の兄志水忠宗も名古屋に移り、家老となって藩政に関与する。相応院在世中に、その寄進によって正法寺伽藍の整備が行われる。寛永6（1629）年に建立された本堂をはじめとする現在の伽藍である。

相応院の没後、正法寺はその菩提寺とされ、



正法寺本堂

参詣者で賑わったようである。

正法寺は、火災などの事故にあったという記録がなく、現在の本堂等も築造以来大きな修理がされた形跡もない。以前から室町時代の古文書を少点数所蔵されていることは知られていたが、さらに多くの古文書や記録が所蔵されているだろうとの期待があった。今回、伽藍を順次修理することになり、土蔵を一棟整理したところ、木箱に収められた、これまでまったく知られていなかった大量の古文書が発見された。これらは、鎌倉・室町時代の売券を多数含む、貴重な文書であることがわかり、整理するために当館に寄託していただくことになった。さらに、その後の本堂解体修理工事に際して、神殿（東照宮）の中からも長持ちにはいった主として冊子類が多量にみつかり、あわせて寄託をうけた。

当館では、寄託をうけた古文書を、国庫補助をうけて昭和63、平成元、2の3年度にわたって整理した。その成果を「正法寺古文書目録」として刊行したが、総点数9500点にのぼる府下でも有数の寺院文書で、八幡市域だけでなくひろく南山城の歴史の解明や、宗教史、寺院史、経済史の研究にも寄与するところが大きい。とくに、200点以上にのぼる中

世売券や、中世末から近世初頭の土地台帳類、寛永6年の本堂建立に関する普請帳など興味深いものがある。また、正法寺文書の大部分を占める尾張藩との往復文書、なかでも石清水八幡宮との争論について藩（志水家）の指示を伝える書状は、徳川家との由緒を誇る寺院の研究に欠くことのできないものである。

本稿では、正法寺文書を調査するなかで気付いた、南山城の歴史を考えるうえで重要なと思われることがらについて、考えてみたい。

2、綴喜郡甲作郷の位置について

正法寺文書のなかで、最も古いものは、文保元年(1317)の「佐伯助高作手売券」である。^(注4)

謹辞 売渡進作手田畠新立券文事

合一段者

在山城国綴喜郡甲作郷年見里卅四坪東縄本也

限四至 東縄 南縄

西類地 北縄

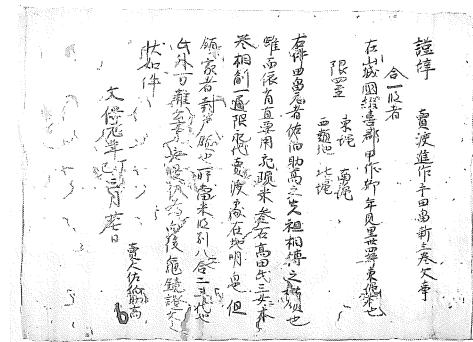
右件田畠元者佐伯助高之先祖相伝之私領也、雖而依有直要用宛現米參石高田氏三女ニ本券相副一通限永代壳渡処在地明白也、但領家者封戸領也、所当米段別八合二斗代也、此外万雜公事無是、仍為向後亀鏡証文之状如件

壳人 佐伯助高

文保元年丁巳三月廿七日 (略押)

これには、「綴喜郡甲作郷」という地名が見えている。甲作郷は、綴喜郡内の郷名として「和名抄」に見える地名である。この郷名の読み方については、「日本書紀」の崇神天皇紀にててくるタケハニヤスヒコの反乱伝承のなかに、^(注5)

(タケハニヤスヒコの) いくさ おき上り走げて、
(中略) すなはち 甲^{よりい}を脱ぎて逃ぐ。得免る
まじきことを知りて叩頭みて曰はく、「我^あ
君^{きみ}」といふ。故、時人、其の甲を脱ぎし處



佐伯助高作手売券

を号けて、伽和羅と曰ふ。

とあることから、「かわら」あるいは「かわらつくり」と読むと考えられている。そしてその位置は、吉田東伍氏の「大日本地名辞書」の記述などにより、現在の綴喜郡田辺町大字河原および大字東（旧東河原村）付近にあてる説が通説となっている。^(注6)

ところが、さらに正法寺文書をたどっていくと、つぎの売券が登場する。^(注8)

壳渡申 田畠新立券文事

合式段者 字法師坪

在山城国喜郡年見里拾七坪 北縄本式段也

四至 限東際目 限南際目

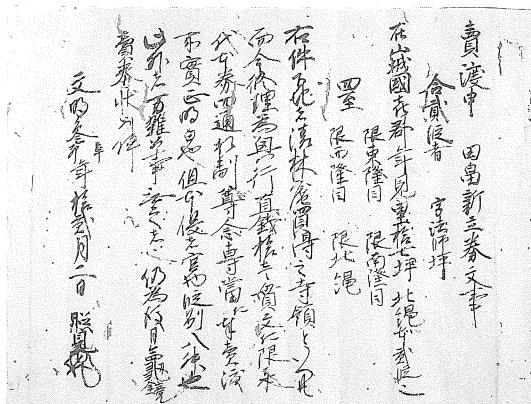
限西際目 限北縄

右件下地者、清林庵買得之寺領といへ共、而今修理為興行、直錢拾壹貫文仁限永代本券四通相副、尊念専當仁奉壳渡所実正明白也、但本役者官物段別八升也、此外者万雜公事無之者也、仍為向後亀鏡壳券状如件

文明参辛卯年拾弐月二日 照見 (花押)

すなわち、室町時代の後期になると、甲作郷という地名表示が消え、字地名に移り代わることがわかる。したがって、「字法師坪」の位置がわかれば、甲作郷の場所もわかることになる。正法寺文書のなかから、「字法師坪」という地名をひろってみよう。

八幡では、天正17（1589）年の太閤検地の



照見田地売券

際に指出帳が作られているが、現在の八幡清水井にあたる志水町の土地を書き上げた「天正拾六年まで当知行仕候指出帳 八幡志水町分」^(注9)のなかに「法師か坪」がある。^(注10)

法師か坪

一畠壱所	六升	喜八郎
法師か坪		

一畠壱段 壱石弐斗 同人（円清）などである。また、慶長5（1600）年に作成された、正法寺塔頭瑞雲院の領地の台帳である「地帳目録」にも、「法師か坪田壱弐段小無本役 弐石八斗 喜八郎」などの記載がある。これらのことから、「字法師坪」が志水町のなかにあることは明らかである。とすれば、甲作郷も現在の八幡清水井を含む一帯にあったものと考えるべきであろう。

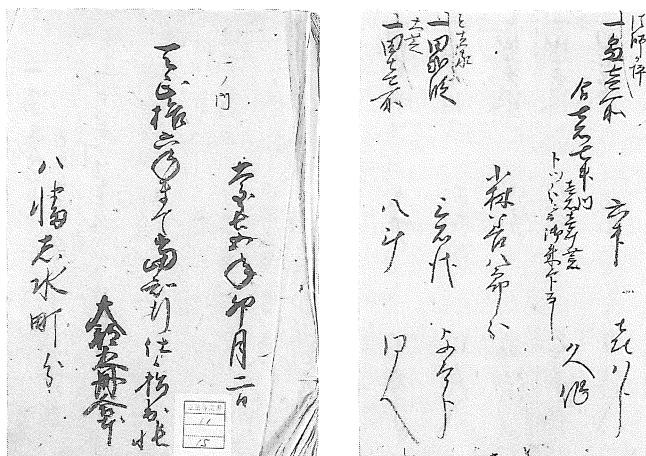
もう一度、「日本書紀」を見てみよう。仁徳天皇の即位前紀にも「かわら」がでてくる。それは、ウジノワキイラツコをオオヤマモリノミコが攻めたときの記事である。宇治川を渡ろうとしたオオヤマモリは、船

天正拾六年まで当知行仕候指出帳
八幡志水町分

上で船頭に扮したワキイラツコのために川に落とされるのだが、その屍は、「考羅」のわたりに浮きいでたという。「古事記」にも同様の記事があり、屍は「訶和羅前」に沈んだという。この「考羅」、「訶和羅」を田辺町河原にあてているが、いかに記紀神話とはいえ、宇治で水死した者が、宇治川を淀まで下り、逆に木津川を田辺まで遡ることがあるのだろうか。地名の比定に無理があるのではないかと思われる。

この点、「かわら」を八幡付近と解すれば、矛盾はなくなるのである。これらの地名決定の問題は、八幡は、記紀の書かれた奈良時代から「やわた」と呼ばれていたと思い込んだことからきているのではないだろうか。周知のように、石清水八幡宮は、平安時代貞觀2（860）年に勧請されてきたものである。当然「やわた」という地名もそれ以後に呼ばれるようになったものであろう。とすれば、八幡付近は、それ以前にはどのように称されていたのかを探る必要がある。

「男山考古録」には、志水町の北側の「神原」の地をむかしは「河原」と読んだと記されている。また、高良神社は本来は河原神社と呼ばれ、それは、小河川が淀川に注ぎ込むあたりを河原と称していたからだという。そのところに、のち宿院や極楽寺がたてられ、河原でもなくなったものという。したがって、



本書によると、八幡付近は、石清水八幡宮鎮座以前は、「河原」と呼ばれていた可能性がたかくなる。また、石清水八幡宮文書のなかの寛永10（1633）年の「木津川堤修理定書」には、河原町の神原喜右衛門成政が署名しており、「考古録」の記述を裏付けている。八幡に「かわら」という地名が存在していたことは間違いないようである。また、神原の東辺を現在でも河原崎と呼ぶことも注目される。

正法寺文書とあわせ考えると、「和名抄」にいう「甲作郷」は、石清水八幡宮の南東部一帯、現在の八幡市八幡付近にあった郷名と結論することができよう。そして田辺町河原付近は、「嶋郷」の地とするのが妥当であると考えられる。

3. 宇治茶の評判と普及

つぎに、尾張徳川家への宇治茶の広がりの状況を示す文書を紹介しよう。

正法寺の塔頭に聖賢院があり、これは、天正13（1585）年に宇治大路氏によって開創されたものである。^(注17) 中世には、宇治を本拠とする有力な国人宇治大路氏の名前が見えるが、^(注18) 戦国期以降は、宇治では姿を消す。正法寺の塔頭を建てる宇治大路氏が、宇治の宇治大路氏と同一の家であるのかどうか、確定はできない。しかし、石清水八幡宮の社人のうちから宇治の茶師になるものがいるなど、宇治と八幡の関係は深いものがあった。

とくに、のちに尾張徳川家の茶師となる尾崎坊家は、第6世永教の姉が志水宗清に嫁ぎお龜（相應院）を生む家柄であるという由緒をほこっている。

このような関係から、正法寺には、尾張徳川家との宇治茶のやりとりに関する古文書が残っている。たとえば、寛永12（1635）年の次のような尾張藩家老竹腰家の茶料請け取り状がある。



茶料請取狀

竹腰山城守様 亥ノ年分御茶料之事

一極上 半拾五 代式貫式百五拾文

一別義 式斤六 代五貫式百文

已上七貫四百五拾文

此銀子百六拾目壱分七リ也

同 なす御壺

一極上 半拾五 代式貫式百五拾文

一別義 式斤八 代五貫六百文

已上七貫八百五拾文

此銀子百六拾八匁七分七リ也

一極上 半式 代六匁 春松へ御合

都合銀子三百三拾四匁九分四リ也

右之銀子慥ニ請取相済申所如件

寛永拾弐

亥五月八日 尾崎（花押）

また、^(注21)

竹腰山城守

様亥年分御

茶料之覧

一式百拾式匁

真壺之御

茶料

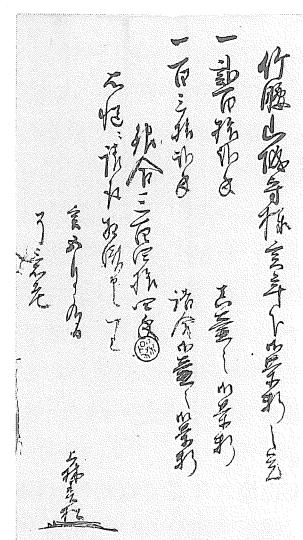
一百三拾式匁

詰合御壺

之御茶料

上林春松茶料

請 取 状



銀合三百四拾四匁（印）

右榎ニ請取相済申候、以上

亥五月九日 上林春松（花押）

了意老

などである。尾崎や上林春松といった茶師が発給した文書は、宇治にもあまり残っていないので、江戸時代初頭の宇治茶を知る上で貴重な古文書である。宛所の了意老は、正法寺塔頭智徳院の院主である。正法寺が、尾張藩もしくはその家老である竹腰家にかかる宇治茶の取り引きの中継ぎをしていたことがわかる。しかし、残っている文書が寛永12、13年に集中しているので、この年に何か特別な事情があったのかも知れず、課題を残している。

ほぼ同じ頃のものと思われる竹腰正信から正法寺に宛られた次のような書状がある。

一筆令啓達候、罷下刻被懸御目大慶ニ存候、殿様道中御機嫌能御下着被為成候、我等儀無事ニ御供仕候、然者如毎宇治へ茶壺上せ申候間、御六ヶ敷候共茶ニ念ヲ入候様ニ被仰可給候上林三入茶去年始而詰申候處ニ風味悪敷御座候間、当年者遣し不申候、尾崎有庵茶毎年能候間茶壺三ツ上せ申候弥被入念候様ニ被仰伝可被下候、竹田道雲茶毎年悪敷候間、当年も悪敷候者、重而ハ壺遣し申間敷と存候、委細年寄共方より可申入候、恐惶謹言

五月廿日

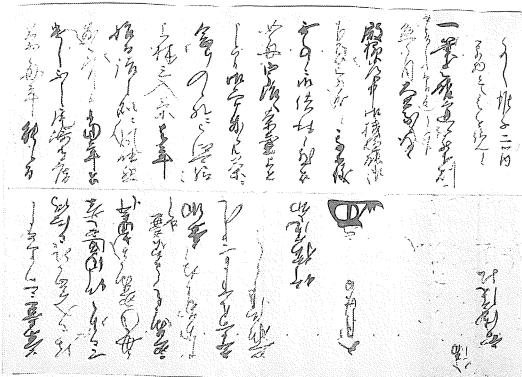
竹腰虎之助

正信（花押）

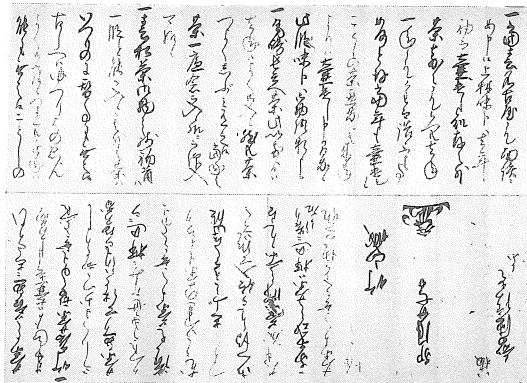
八幡 智徳院様

あるいは、正信の子息正晴の書状もある。^(注23)

一当春名古屋にて面談ニ如申候、上林味トヘ去年初而壺遣し候処、存之外茶散々にて候へ共、去年一年にて重而詰不申候事如何と存当年も壺遣シ候、ことしの茶悪敷候者来年よりハ壺遣し申間敷候、此段味トヘ御物語頼申候



竹腰正信書状



竹腰正晴書状

一尾崎長兵へ茶、此以前よりハ去年ハよく御入候、然共茶つよくしぶミ有之候、當年之茶一応念ヲ入候様ニ被仰入可給候
一春松茶御物之残初昔ハ一段と能御入候、其外之茶ハいつもの替事も無之候、古しへハゆつりはのゑんよく御座候つれ共、近年ハ能も無之候、ことしの茶之善惡ニしたかひ来年よりハ壺遣し申間敷候
一竹庵茶替事も無之候へ共としに少つゝおとり申候、茶悪ク可仕とハ何も被存間敷候へ共、うき世なみニ押込ニ詰候者、茶よく無之事も尤ニ候、いつれの茶も青クつよくしぶミ有之候、此段御心得にて被仰入可給候、とかく大キ成茶師之所にて、即我等式之茶ハ押込ニ詰リ候故、茶よく無之と存候、恐惶謹言

卯月廿七日 竹山城
正晴（花押）

八幡 智徳院老參

ここにみるように、竹腰家は、尾張藩の茶の吟味を、正法寺の智徳院に依頼していたようである。この書状によれば、宇治茶は「つよくしぶみ有る」茶として、尾張藩では、かなり厳しく吟味されていたようである。数年続けて味が良くないと判断された茶師には茶壺を遣わさない、つまり取り引きを停止したようである。尾張藩の茶壺は、幕府の茶壺に2日遅れで宇治に到着したほどの権威を誇っていたから、いろいろと注文を付けてきたのだろう。しかし、正法寺の僧が充分吟味した茶でも、東国の武士には合わないこともあったであろう。お茶の嗜好は、微妙なものがあるから。ここでは、宇治茶が全国の諸大名家に広まるにあたっては、さまざまな経緯があったことを指摘して置きたい。

さきの尾崎坊有庵と上林春松の両家は、その後江戸時代をとおして尾張藩御用の御茶師となるので、気に入った茶を納めることができたのである。書状のなかでも尾崎坊の茶には良い評価がなされている。相応院の縁故があったのかもしれない。正法寺文書のなかには、寛永12、13年の関係文書しか宇治茶に関する古文書は見つかっていない。このことは、相応院や竹腰正信が個人的な縁故で宇治の茶師と取引していたあいだは正法寺を介していたものの、この両名が亡くなったあとは、尾張藩の役人と各茶師とが直接取引するようになったことを推測させる。

4、中世的権威と土地制度

正法寺を含めた石清水八幡宮神領については、天正12（1584）年と16、17年に太閤検地が指出検地として実施されたことは、「石清水八幡宮史」などでしられている。そして、この指出検地の検地帳は、慶長5（1600）年4月に、天正17年までの当知行の地を記した帳面であるとの奥書きが作成され、

徳川家康に提出された。同年5月25日付けで徳川家康朱印状が石清水八幡宮社家はじめ社領内の神人や各寺院にあてて発給され、それぞれの領地が確定された。さらに、慶長15年の徳川家康朱印状で八幡八郷の検地が免除されることになる。^(注26)

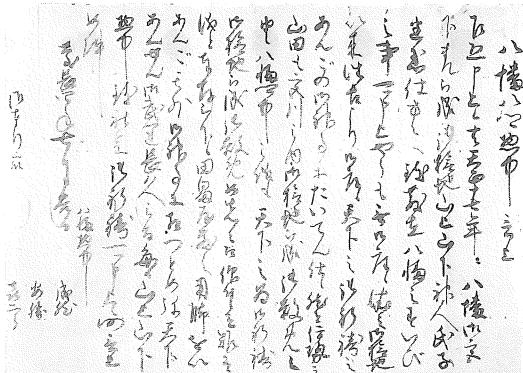
ところで、正法寺文書のなかに、この八幡八郷に対する検地免除に至る経過を示す興味深い史料があるので、紹介しておこう。それは、慶長4（1599）年7月付けの「八幡八郷惣中言上状」である。^(注27)

八幡八郷惣中言上

乍恐申上候、去天正十七年ニ八幡御宮下まで被成御検地山上山下神人氏子迷惑仕、方々へ致散在八幡之すいび之事可申上やうも無御座候、依之御検地以来往古より御座候天下之御祈祷之あんごの御神事にたいてん仕候然者伊勢之山田も宮川之内御検地被成御赦免之由候、八幡郷中之儀も天下之為御祈祷御検地被成御赦免如先々被仰付候者、難有儀と奉存被下候、田畠屋敷之用脚を以あんご其外御神事等相つとめ弥天下あんせん御武運長久之為毎日山上山下惣中致社参御祈祷可申上候、仍言上如件

慶長四年七月吉日 八幡惣中

成然



八幡八郷惣中言上状

安勝
喜二郎

御奉行衆

このような言上状を提出して、八幡八郷山上山下が一致して、伊勢神宮と同様に検地を赦免されることを訴え出たため、検地免除となったようである。

これをうけて作成された「八幡庄知行還付御書出写」には、豊臣家奉行衆が八幡にだした、^(注28)慶長5年5月23日付けの文書の写がある。

右当社之儀、先年以檢地上捨米并所々敷荒分雖欠落候、異他靈地、為秀頼公御祈祷、彼出分悉被還付畢、然ル上、如先規、正社法神事祭礼御供燈明以下無懈怠武運長久国家安全之諸祈、不可有油断事專要也、

慶長五年

五月廿三日

長塚大蔵大輔

正家

増田右衛門尉

^(ママ)長成

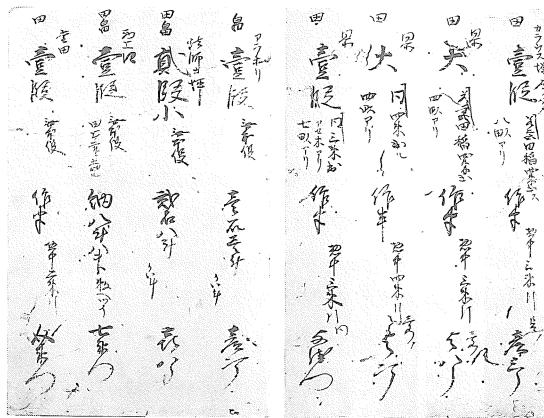
徳善院（前田）

玄以

八幡山上山下中

そして、翌々日の5月25日に徳川家康の朱印状が出され、中世までの当知行高が朱印高として認められたのである。ここには、武家の棟梁である源氏の氏神としての石清水八幡宮の権威がうかがえる。

このように、八幡神領は、近世初頭の全国的な検地において、実際には土地の丈量がされなかったのである。しかも、中世までの領主がそのまま当知行高を認められて現地に留まったため、土地制度において、中世までの権利関係が近世に入ってもちこされた。たとえば、慶長5年の瑞雲院の朱印高100石の土地を書き上げた「地帳目録」には、土地の面積の単位として、古代中世の単位である



地帳目録

「大、半、小」が使用されている。しかし、同じ帳面であっても、八幡神領でないため、検地が実施された下奈良村については、面積表示は反、畝、歩であらわされている。さらに、江戸時代に作成された寺領の名寄帳や土地売券等を見ても、石高の記載だけで、面積表示がないので、近世を通して反畝歩制度が採用されなかつたのかもしれない。

また、中世來の有力者による中間搾取的な作合いも否定されていないようで、江戸時代のかなり時代が下っても、次のような作職の^(注30)売券がみられる。

永代売渡申作職之事

合壱所ハ字柿木かいと東際目限 西道限
南際目限 北際目限
一右件之作職ハ我等先祖雖為相伝之作職今
用要有によつて銀子弐百目ニ五兵衛かた
へ売渡申処實正也、但此内より光徳院へ
壱石五斗四升五合出申候、又神原市左衛
門殿へ壱斗九升弐合出申候、其外諸役無
之候、於此下地ニ違乱申者於有之ハ、売
主罷出其明可申候、仍為後日状如件

寛文九年

西ノ十一月三日 神原宗寿

□□(花押)

五兵衛まいる

つまり、この柿木かいとの土地は、領主は光徳院であり、実際の耕作者は神原宗寿であるが、中間に神原市左衛門がはいり、なにがしかの得分を得ているのである。耕作をする権利である作職は、神原宗寿から五兵衛に売り渡されたあと、さらに九郎兵衛、辻村与三右衛門、神原町源七へと転売される。^(注32) いずれの売券にも光徳院と神原への上納高が明記されていて、作職のみが移動し、中間の神原氏の得分が保証されていたことがわかる。このように、近世になっても中世的な職の構造が解体していないところに、検地が実施されなかった八幡八郷の特徴があるといえるであろう。

おわりに

以上のように、正法寺文書のなかから、南山城の歴史を考えていくうえで興味深い問題をいくつかとりあげて、検討してきた。しかし、正法寺自体の運営のありかた、尾張藩との関係、また寺領経営の実態の問題や、さらに大きな石清水八幡宮との関係の解明など残された課題は数多い。

これらの課題の解明には、大量の古文書を読みほどいていかなくてはならず、かなりの時間と労力を要する。正法寺文書は、当館において公開しているので、関心を持たれる方々が研究に活用されることを願っている。

(注1) 正法寺の歴史と文化財については、京都府立山城郷土資料館「八幡正法寺の絵画と書跡」1987、京都府教育委員会「重要文化財正法寺本堂修理工事報告書」1992、参照

(注2) 東京大学資料編纂所架蔵影写本

(注3) 京都府教育委員会「山城国綴喜郡八幡正法寺古文書目録」1991

(注4) 正法寺文書 第7箱1号文書

(注5) 京都大学国語学国文学研究室編「諸本集成僕名類聚抄」1968

(注6) 日本古典文学大系「日本書紀 上」

(1967、岩波書店) の読みに従った

(注7) 平凡社「京都府の地名」1981

(注8) 正法寺文書 第7箱31号文書

(注9) 石清水八幡宮「石清水八幡宮史」

(注10) 正法寺文書 第11箱15号文書

(注11) 正法寺文書 第25箱12号文書

(注12) 注(6) に同じ

(注13) 日本古典文学大系「古事記」1958

(注14) 石清水八幡宮「石清水八幡宮史料叢書1 男山考古録」1960

(注15) 大日本古文書「石清水文書之三」

1033号文書

(注16) 黒川直則「中世の田辺郷について」

(府立総合資料館『資料館紀要』17、1989)

(注17) 正法寺文書 第7箱 591号文書他

(注18) 宇治市「宇治市史」2、1974

(注19) 同上

(注20) 正法寺文書 第10箱45-7号文書

(注21) 正法寺文書 第10箱45-10号文書

(注22) 正法寺文書 第9箱B81号文書

(注23) 正法寺文書 同上

(注24) 宇治市「宇治市史」3、1976

(注25) 同上

(注26) 大日本古文書「石清水文書」、八幡市「八幡市誌」、石清水八幡宮「石清水八幡宮史」等による

(注27) 正法寺文書 第8箱48号文書

(注28) 正法寺文書 第11箱17号文書

(注29) 正法寺文書 第25箱12号文書

(注30) 正法寺文書 第25箱の土地台帳他

(注31) 正法寺文書 第7箱 231号文書

(注32) 正法寺文書 第7箱233,238,240号文書